

令和 2 年 6 月 24 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03066

研究課題名(和文) 中世の免許・鑑札機能を有する札と職能人の特権保障に関する研究

研究課題名(英文) A Study on License and Privilege Guarantee for Professional in Medieval Japan

研究代表者

綿貫 友子 (WATANUKI, TOMOKO)

神戸大学・経済学研究科・教授

研究者番号：40314447

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：11～16世紀の「札」(木・紙・金属・布帛製等総称)およびそれに準ずる関係史・資料について悉皆調査を試み、特に免許・鑑札機能を有すると考えられる所持・携行する札に着目して、その発給、受給関係から職能者の職能にかかる諸権利の認定や保障内容、それをめぐる支配関係、経済活動と対象地域の実態を前年度に引き続き検討した。研究期間に免許・鑑札機能に該当するとみられる総数(重複の可能性のあるものも含む)800件余の「札」を検出した。内容で分類すると1.畿内の座や本所関連の補任や専売に関連した生業の保障 2.水界での過所 3.陸上の過所 4.その他 の四種に大別される。

研究成果の学術的意義や社会的意義

先行研究においては主に出土遺物や伝世品の考古学的・古文書学的見地から形態・様式を主に論じられてきた「札」に関して、古文書・古記録を主に「札」のなかでも免許・鑑札機能を有する所持・携行する札に特化して調査・検討し、発給・受給関係から職能者の職能に関する様々な権利の認定や保障内容、それをめぐる支配関係、経済活動と対象地域などの実態の追究を通して社会経済史的観点から検討したことに学術的意義がある。

研究成果の概要(英文)：This study comprehensively investigated licenses in medieval Japan (11th～16th centuries). These licenses are wooden tags or small flags made of cloth with the details of permission and authority, and are used by being carried.

We've studied granting a license and receiving these rights, the recognition and guarantee of various rights of professionals, the relationship of control over them, the economic activities and the actual situation of the target area. We've examined about 800 cases. They are categorized into those related to appointments and monopoly, those related to pass permits and tax exemptions, and others.

研究分野：日本中世史

キーワード：札 鑑札 過所 職能人

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、日本中世の流通について研究するなかで拙稿「神人と海運 関東渡海の神船をめぐる」(羽下徳彦編『中世の地域社会と交流』吉川弘文館 1994、のちに拙著『中世東国の太平洋海運』東京大学出版会、1998年所収1994年)や「札狩と札」(入間田宣夫編『東北中世史の研究』下巻、2005年)において、関銭や津料徴収を目的に、通行者が所持する庁宣や携行する過所に相当する「札」を湊津や陸上の関(所)で臨検する「札狩」という行為に着目した。そこで「札」とは、それを所持することによって、通行や商取引に参入することが免許される証書(入場券)に相当し、礼銭を前提に交付されるものであるという所見を示したが、何故「札狩」という行為が行われ、その正当性の根拠となる支配関係や利権はどのようなものなのかを追究するうえでは「札」の発給や受給、その保障内容などの実態についてより具体的に検討することが必要であると考えた。出土遺物、伝世品の木札や過所旗を対象にその形態や文書様式について重視し、検討した先行研究はあるが、古文書・古記録に記された「札」関係の記載を悉皆的に収集し、その内容を個別・具体的に検討する作業の必要性を感じたことが研究の発端である。

### 2. 研究の目的

本研究は11~16世紀の「札」(何らかの目的で必要事項を記した木片・紙片・金属片・布帛などの総称として「札」とする)およびそれに準じる関係史料を悉皆的に収集・整理し、そこから検出される免許・鑑札機能を有すると考えられる所持・携行する札を主対象に、その発給、受給関係から職能者の職能にかかるさまざまな権利の認定や保障内容、それをめぐる支配関係、経済活動と対象地域などの実態を追究することを目的とする。先行研究においては出土遺物、伝世品や関係史・資料の考古学的・古文書学的見地からの論考が主で、札の形態や様式を重視し、制札や禁制が主対象とされているが、本課題では、古文書・古記録に記された「札」関係の記載を悉皆的に収集し、その内容を個別・具体的に検討することに力点を置き、当該期の社会経済においてどのような意義を有したかを探究する研究の一環とする。

### 3. 研究の方法

『平安遺文』『鎌倉遺文』『大日本古文書』他の史料集、史料纂集に所収された古記録類、自治体史、博物館・資料館等の展示図録、発掘調査報告書など各種刊行物などから11~16世紀の「札」およびそれに準ずる事例を悉皆的に収集し、そのなかから特に免許・鑑札機能を有すると考えられる所持・携行する札に関連するものを整理し、所在・法量・形状・素材・発給年月日・発給者・受給者・保障内容(対象品目・数量・期限・範囲など)・交付手続き・検札手続き・発給者と受給者、検札主体との関係・その合意はどのように図られるのか・誰(何)に対して効力を発揮するのかなどの項目を主な視角として、時系列で目録化を図る作業を行い、分析・検討を行ううえでの基礎となる編年目録を作成しつつ、個々の札の発給・受給関係から職能者の職能にかかる諸権利の認定や保障内容、それをめぐる支配関係、経済活動と対象地域などについて追究した。

### 4. 研究成果

3.に示した方法にもとづき、作業を蓄積した結果、研究期間内に免許・鑑札機能に関連するとみられる史料・資料については、同一内容で複数枚の「札」が作成された事例や「札」という名称のみ、断片的な記事も含め800件余を検出した。再考が必要な内容もあり、精度を高めたうえで今後、詳細を執筆論考として投稿予定であるため、期間内に把握し得た概要として内容を分類すると、1.畿内の座や本所関連の補任や専売に関連した生業の保障 2.水界(河川・海上・湖上通航上)での過所 3.陸上の過所 4.その他 の四種に大別される。発給者・受給者に関しては、本所・領家ないしはその代行者としての実務支配に関わる者が発給に関わり、受給者名は特定されている例が多いが、免除対象や対象者名を明記していないものもみられる。

1に関しては、祇園社関連の建治4(1278)年のものと推定される正月万物湧出諸庄園乃貢検納記録に断片的な記載だが「絹座左方札給之、二連進之、祝百文進」とあり、札の発給に対して二連(=銭二緡=200文が礼銭として支払われ、その他に祝儀としての100文も進上された)と解される。

正応6(1293)年のものと推定される唐紙師僧堯真申状(断簡)に、「一通 充給商人等札案」「此方々 売主 等仁令下札之時、成仏加上判之条、世以無其隠、為証拠、札案進」とあるのも早い時期の事例か。新日吉社十三座御幣神人惣兒部成仏の配下にある扇紙売買座に関連し、図書寮寄人と院御方御細工唐紙師との相論に関わる。この札への加判は座元にあたる本所が行ったと推定される。本所によるさらに明確な補任の例では「補任札」という名称が天文15(1546)年8月に「青花商売事、従御本所薄殿帯御補任札、備右、于今買売無相違処」とみえる(蜷川家文書)。翌年9月にも「従先年御本所帯補任札之上者」(同前)記載が伝わる。

発給された札の総数としては旧稿(先掲1、2005年)でも検討対象とした『山科家礼記』文明9(1477)年12月3日条他で、山科言国が、内蔵寮供御人でもあり炭や筍、松茸、糠などを洛中に販売に赴く山科郷民に発給した「札」の例が突出している。交付先とその枚数は、野村70、西山71、なきの辻30、花山44、陵60、厨子奥30、大宅58、大塚25、小山35、広小路14、四宮42、安祥寺31、音羽竹鼻両

所 42、計 552 枚に上り、本課題に関する事例の過半を占める。実態も具体的で、図示された駒形状の札の表面には「山科者」と記され、裏面には言国の押印がなされている。浮公事の徴収後に交付されており、浮公事は札に相当する。発給者は札の発給によって札銭（札根銭など他の呼称もある）としての札銭、そして札の非受給者から徴収された税を入手することになる。山科家による札では『言継卿記』天文 14（1545）年 6 月 6 日条からも内蔵寮供御人である大原の竹商人に給付された札が知られる。破損や遺失を理由に再交付がなされる場合があり、（有効）期限については記されていないが、同一の交付対象者に複数枚の札が交付される場合もあったと考えられる。破損（割れ、欠け）が生じるのは消耗をとまなう使用がなされたことを示し、鑑札として表示・提示される状態で用いられたものと思われる。

2 に関しては、貞治 5（1366）年 8 月 17 日付で足利義詮が興福寺造営料として摂津神崎一洲札狩を同寺に沙汰した二条由基長者宣（春日神社文書）を早い例に「札狩」が瀬戸内海沿岸では 14 世紀後期以降確認され、文安 2（1444）年から翌年にかけての『兵庫北関入船納帳』には 6 例、同時期の『兵庫北関所雜船納帳』には 9 例の「札」記載がある。伊勢海での「札狩」は 15 世紀半ば以降 16 世紀にかけて確認されるが、文明年間、伊勢海内に守護が設けた本警固と、追って国人等が新たに設けた新警固と称される海上関に関する史料を主対象に検討し、「札」が本警固、新警固それぞれにおいて発給され、「不取札」「新札可取」「可出札」といった表記から廻船が積極的にそれを求めたのではなく設置者が廻船に札の所持を求め、発給に際して札銭を支払わせた状況が窺われる。また、札の所持（携行）はただちに免税を意味せず、廻船は通航時に札狩をされ、本警固、新警固の設けられた入港先で本警固・新警固に応じた税および諸湊諸役が徴収される。その負担を回避すべく札を取ろうとしない廻船もあり、札の所持・不所持が札狩によって厳しく確かめられ、不所持の場合には船体や積載物が抑留された。また、何れも大湊での入港船に対する徴税記録である永禄 8（1536）年の「船々聚銭帳」や天正 2（1574）年の「船々取日記」にも札に関する記載がみえ、札の所持が徴税を行う前提として確認されたのであり、それは通航廻船数ひいては関銭負担者の数を正確に特定しようとする行為だったと推定される。それらについては 2019 年 2 月、戦国史研究会で口頭報告を行った。

3 では、嘉禎 2（1236）年と推定される 10 月 8 日付 春日社司連署請文（春日社司祐茂日記）が古い事例か。春日社への御供米以下、運上物の輸送に携わったとみられる左衛門大夫に対し、春日社の執行正預能基と神主親泰から「判行之札」15 枚が発給された。「被留置此札於路々守護武士之許候」とあることから陸路における過所に相当する札と推定される。また「先進之札、与使者隨身之札、被比較候、不違判行候者、」とあることから、使者隨身に対して発給される「札」が他にあったものと解される。明応 3（1494）年 11 月 2 日付室町幕府奉行人奉書が記す東寺雜掌を代官に木幡路で行われた山城国淀魚市商人の運送荷物に対する札狩の事例は著名だが、過所としての札が必要となるのは、交通路を実効支配する勢力による臨検に対応する必要からと考えられ、前述の嘉禎 2 年の例と勘案するに「路次狼藉」「新開設置」なども視野に入れ 13 世紀史料に遡って今後検討する必要がある。過所札の一種とみられるが、『親長卿記』文明 2（1470）年 11 月 3 日条には「賀茂関事、駕輿丁勘過札十二枚出落居了」とある。対象地を限定した事例は意外に少数であることや、勘過札の有効期限などについてもさらに検討する必要がある。

4 に関しては、応永 30（1423）年と推定される 2 月 27 日付四郷以下公方役書上（高野山文書又続宝簡集 133）に「二月荒見山人卅六口仕候、商人札家ごとに入立ておるされ候事非例にて候、商人時に依て馬なんとももつことも候、もたぬ事も候に、馬ももたぬ時、馬札を御下候難儀次第にて候、但かちもち五十文、馬追は百文の量にて候、」なる記述がある。公方役の徴収に関わって、「商人札家」に立ち入り、税負担を要求する行為について商人が愁訴していることが推定される。「札家」がどのような実態を示すのかは本文書のみからは不明だが、商人であって札を所持する（高野山から発給された）家を示すものか。「馬札」については、商人も時によって馬などをもつことがあるが、もたないこともある。馬をもっていない時に、「馬札」を下付されるのは困る。徒歩であれば 50 文、馬追は 100 文の量であるといった文意に解される。公方役の賦課以前に、馬の利用に関し、常備して使用しているとは限らず、臨時的に所持して使用する場合でも「馬札」なるものがあり、それが徴税の根拠とされる実態があったのではないかと推定される。新たな公方役の賦課に際して、税収を増やす意図によるものか、馬を所持していないにも拘らず「馬札」が下付される事態への抗議が文意からは推定される。商人という職能に付随するものなのか、輸送手段としての馬の所持に由来するものなのかについては今後検討したい。

また、『大乘院寺社雜事記』文明 14（1483）年 4 月 2 日条で大乘院方牛飼が糟糠商人に与えたとみられる奈良菩提山への立ち入りを許可する札、翌年、大内家文書にみえる「山の口札銭」など、近世文書には「山札」「萱札」などとして記される入会地的な場への入場許可についても先駆的な事例といえるのではないかと推定される。

以上、公務にとまなう慮外の職責などが生じ、期限内に予定した研究時間が確保出来なかった事情もあり、今後継続して整理・検討しなければならない課題も多いが、何れも職能にとまなう権利の保障にかかる上述の内容を当該期の社会経済を考える一助とし、さらに精査を加え追究したい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 綿貫 友子	4. 巻 -
2. 論文標題 「紀伊水道内海世界の物流と交流」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 中世都市史研究会編 『港津と権力』	6. 最初と最後の頁 375～388
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 綿貫友子	4. 巻 221 - 3
2. 論文標題 「吉沢正辰借錢状をめぐる」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『国民経済雑誌』	6. 最初と最後の頁 29～41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 綿貫 友子
2. 発表標題 「紀伊水道内海世界の物流と交流」
3. 学会等名 中世都市研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 綿貫 友子
2. 発表標題 「徴税と札」
3. 学会等名 戦国史研究会例会
4. 発表年 2019年

## 〔図書〕 計2件

1. 著者名 中世都市研究会編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 山川出版社	5. 総ページ数 14 (480)
3. 書名 『港津と権力』	

1. 著者名 綿貫友子 (深尾京司・中村尚史・中林真幸編)	4. 発行年 2017年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 29 (301)
3. 書名 「中世の交易」(『岩波講座 日本経済の歴史 1 中世』所収)	

## 〔産業財産権〕

## 〔その他〕

1. 「造管用材輸送と問」神戸大学大学院経済学研究科経済学会 第582回例会 口頭報告 2019年5月15日 於神戸大学大学院経済学研究科中会議室
2. 神戸大学海事科学研究科 海事博物館 公開市民講座 講演 「中世海運の展開」 2019年11月2日 於 神戸大学海事科学研究科 海事博物館 梅木ホール
3. 「中世海運の展開」(『海事博物館研究年報』号数不明 2020年内刊行予定)
4. 「八幡置銭をめぐる」(『三重県史だより』第34回) 2020年3月 p.2~4

## 6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----